

記事

「丁目」は町名か

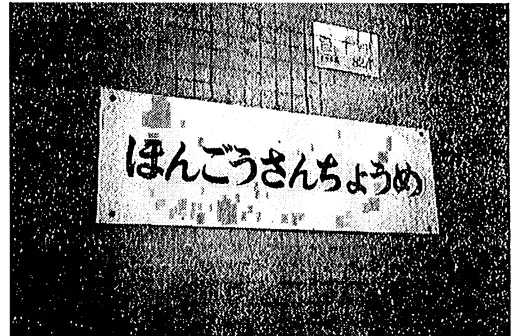
Is the “Chome” the Name of a Town ?

太田 泰弘

生まれてから都心に住んでいることで、出かけるときに地下鉄を利用することが多い。当然ながら駅名表示を見ることになるのだが、何時も気になるのは丁目表示である。駅名の横書きは「一丁目」、「二丁目」、「三丁目」で



あって、これにローマ字で「itchome」、「nichome」、「sanchome」と付記されているのだ（下図）。「1 chome」、「2 chome」、「3 chome」と書かないところをみると、これは町名であって地番ではないようだ。



一方、郵便局が各家庭に配付している“新郵便番号簿”は、次のようなローマ字表記をすすめている。

- 1 行目 Taro Yamada
- 2 行目 2-3, Ogikubo 1 chome
- 3 行目 Suginami-ku, TOKYO
- 4 行目 167-0051 JAPAN

この書き方によれば「1 chome」は「one chome」と発音することになり、事実、外国人から「Ginza one chome」の駅はどこかと尋ねられてあわてた経験がある。

法律では「丁目」はどのような扱いになっているのであろうか。1962 年に制定された「住居表示に関する法律」（昭和 37 年法律第 119 号）のどこをさがしても「丁目」に関する記載はみあたらない。ただ、この法律に関わる告示「街区方式による住居表示の実施基準」（昭和 38 年自治省告示第 117 号）および次官通達「住居表示に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 42 年自治事務次官通達第 121 号）に「町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行うものとすること」という文面があり、「〇〇町〇丁目」は町名、「〇番」は街区符号、「〇号」は住居番号という記載事例がある。この法律を所管する総務省市

町村課に問い合わせ、「丁目」は明らかに町名の一部であることを確かめた。したがって、丁目を算用数字で表記することは好ましくないはずだが、同課では誤りと明言しなかった。どちらでもよいではないかというのは日本人一般の感覚だろうが、このようないい加減さが用語を扱う者の悩みのたねとなることはいうまでもない。ごく最近、大阪の地下鉄に乗る機会があり、「Tanimachi 4-chome」という駅名表示を見た。外国人に「Tanimachi four-chome」と発音させるのであろうか。

ちなみに、「丁目」についていろいろな辞典を探索してみたのだが、“日本国語大辞典”に「市街地の区画で、町の中の小区分を表す語、番地よりは大きい」という意味がついている程度であった。思いあまって、江戸東京博物館を訪ね、図書館員と手分けして江戸の町並みに関わる資料を当たったが、収穫なし。明暦 3 年（1657）という刊記がある「明暦開板新編江戸図」は、刊行された江戸図としてもっとも古いものとされている。このなかに「日本橋一丁目」、「むろ町二丁目」などの町名をみつけた。江戸初期にすでに「丁目」表示があることがわかったが、これ以上の追求は残念ながら時間切れ。